

議案*七一号

三朝町農林振興審議会設置条例の制定について

三朝町農林振興審議会設置条例を別紙のように制定するものとする

昭和三十六年九月二十日提出

三朝町長 坂出 雅 巳

昭和三十六年九月二十三日 原案可決

三朝町議會議長 加藤 幸 太郎



三朝町農林振興審議会設置条例(案)

第一条 (目的) この条例は、三朝町農林振興審議会 町民の生活向上と安定をはかるため、農業及林業振興対策の基

本的事項について審議する目的をもって三朝町農林振興審議会(以下審議会とす)

を設置する。

(任務)

第二条 審議会は、前条の目的を達成するため農林業振興に関する重要事項について

町長の諮問に応じ又は建議するものとする。

(組織)

第三条 審議会は、委員一〇名以内をもって組織し、次に掲げるものの内から町長が

を囑する。

- 一 町議会議員 二名
- 二 農業協同組合 二名
- 三 森林組合長 二名
- 四 農業委員会委員 二名
- 五 財産区管理会 一名
- 六 農業共済組合 一名

2. 本員の任期は三年とする。
(会長)
オ四条 会長は、本員の互選とする。

2. 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3. 会長に事故あるときは、予め定めたる本員が職務を代行する。

オ五条 (会議) 審議会は、会長が招集し、会長が議長とする。

オ六条 (幹事) 審議会に幹事をおく。

オ七条 (雑則) 幹事は、会長の命をうけて事務に当る。

オ七条 この條例に定めるものの外必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。